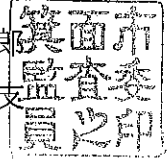


箕面市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和5年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月12日

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
同 藤 田 貴 支



令和5年度
(2023年度)

財政援助団体等監査報告書

箕面市監査委員

財政援助団体等監査

1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち財政援助団体等監査監査計画及び令和5年度年間監査計画に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の対象

株式会社 OUTDOOR LIVING

*オルタナの森・Minoh（箕面市立青少年教学の森野外活動センター）の
指定管理者

4 監査の日程及び実施場所

令和5年12月28日から令和6年3月14日まで オルタナの森・Minoh

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

本市が行った財政援助等に係る出納その他の事務が、指定管理の目的に沿って、法令等に基づき適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として実施した。

実施に当たっては、対象団体から財務関係書類及び指定管理業務関係書類の提出を求め、これを確認するとともに、安全性の確保にも留意し、対象団体の職員に対して質問し、説明を求め、対象団体が指定管理施設を適切に管理運営しているかを見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、令和6年3月14日に指定管理施設を視察するとともに、対象団体からの説明と監査委員との質疑応答の機会を設け、対象団体の職員から弁明、見解等を聴取した。

7 監査の結果

(1) 指定管理の概要

名 称：オルタナの森・Minoh

施設概要：敷地 265 千㎡、管理棟(鉄筋コンクリート造 3 階建 1,730 ㎡)、本館
(鉄筋コンクリート造 2 階建 918 ㎡)、第 1～3 キャンプ場、ほか

業務の概要：宿泊事業、自炊場利用、市受託事業（青少年健全育成事業）、子ども
会等の団体受入の実施、施設・付属設備等の維持管理、ほか

自主事業：カフェ事業、ワークショップ事業、ルーフトップBBQ事業、ほか

指定期間：令和4年3月1日～令和19年6月30日
(施設整備後、令和4年7月末にプレオープン)

(2) 監査の結果

出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていたが、次の①～⑤のとおり、一部で是正等を行うべき点が見受けられた。なお、以下は指定管理者に向けた指摘であることを付言する。

- ①一部の取引先に対する支払いが遅延しているので、未払いをなくされたい。
- ②募集要項によると、指定管理者の責任と負担により業者と契約して施設の機械警備システムを導入することになっているので、速やかに導入されたい。
- ③緊急時等の対応について、
危機管理マニュアルが仕様書の所定内容を満たしていないので改善されたい。
閉所時に地震が発生した際の自動参集等が不適切だったので注意されたい。
緊急連絡体制に変更が生じたので、速やかに教育委員会に報告されたい。
- ④事業計画書に記載されている自主事業については、公募時の特定提案であるが、未実施又は休止になっているものが見受けられた。教育委員会が廃止・休止・変更を認めたものを除き、実施に努められたい。
- ⑤備品等一覧については、現地事務所と法人本部の間で連携をとり、現地で把握して備品の適切な管理を行うことができるようにされたい。

また、変更届出を要する重要事項について、協定書第25条の規定は、条例及び条例施行規則の規定と一致していないので不適切である。これについては、教育委員会で改善されたい。

指定管理者が応募時に提出した収支計画では令和4年度から令和19年度まで毎年度黒字となっているところ、令和4年度の収支は赤字であり、令和5年度も赤字の見込みである。開始2年にして収支計画に大きな影響が生じているように見受けられる。まずは、上記①記載のとおり、未払いを解消して関係者の信用回復に努められたい。その上で、特定提案の実施可能性を考慮し、今後も指定管理施設の目的の達成に必要な事業を遂行してサービス向上を図ることができるか、指定期間全体の収支を見据え、赤字解消の見通しを持ち説明できるかについて、早急に教育委員会と協議し、計画性と透明性をもって改善を図られたい。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋 二 郎
監査委員 藤 田 貴 支